82歳	52169	3619	74685	2517
83歳	48550	3783	72167	2791
84歳	44767	3918	69376	3093
85歳	40849	3997	66284	3417
86歳	36852	3990	62867	3733
87歳	32862	3919	59134	4043
88歳	28943	3802	55091	4321
89歳	25141	3646	50771	4543
90歳	21495	3448	46228	4697
91歳	18047	3171	41531	4772
92歳	14876	2855	36759	4766
93歳	12021	2515	31993	4680
94歳	9506	2163	27313	4495
95歳	7343	1813	22818	4191
96歳	5529	1479	18627	3787
97歳	4051	1171	14840	3324
98歳	2880	898	11516	2830
99歳	1982	665	8686	2333
100歳	1317	475	6354	1858
101歳	842	325	4496	1427
102歳	517	214	3069	1054
103歳	303	134	2016	746
104歳	169	80	1269	505
105歳	90	45	764	326
106歳	45	24	438	200
107歳	21	12	238	116
108歳	9	5	122	63
109歳	4	2	59	32
110歳	1	1	27	15
111歳	—	—	11	7
112歳	—	—	4	3
113歳	—	—	2	1
114歳	—	—	1	0

附　則

この告示による改正後の平成二十二年二月十八日農林水産省告示第三百四十二号別表第一の規定は、平成二十五年四月一日以後にされる厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第一項の規定による請求に係る予定生存率について適用し、同日前にされた同項の規定による請求に係る予定生存率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年三月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道26号改築工事（第二阪和国道・大阪府泉南郡岬町淡輪地内から和歌山県和歌山市大谷字中得地内まで）並びにこれに伴う市道、二級河川、普通河川、町道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　大阪府泉南郡岬町淡輪、深日及び孝子地内

和歌山県和歌山市平井字西谷、字東谷、字古池、字前原、字垣内及び字東垣内並びに大谷字池ノ谷及び字中得地内

２　使用の部分　大阪府泉南郡岬町淡輪、深日及び孝子地内

和歌山県和歌山市平井字西谷、字東谷、字古池、字前原、字垣内及び字東垣内並びに大谷字池ノ谷及び字中得地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府泉南郡岬町淡輪地内から和歌山県和歌山市大谷字中得地内までの延長9.4㎞の区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道26号改築工事（第二阪和国道）並びにこれに伴う市道、二級河川、普通河川、町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道26号改築工事（第二阪和国道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される二級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係ある河川に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。